

第二節 律令国家の甲斐国都留郡

都留郡の成立

畿内の権力は七世紀半ばには東アジアの政治地図の変動にあわせて権力の再構築をおえて、後に律令国家と呼ばれるものに発展していった。その間の生みの苦しみをものがたる大化の改新や壬申乱などは、東国とくに関東地方にも重大な影響を与えたであろう。東国に対しては、戸籍・田籍を整備させる法令を出しており、それまでの征服者に対する服属的な支配から少なくとも形の上では地域統制的な支配に移行していく過程であったようだ。また、この時期は東アジア全体の変動の時期でもあるわけであるが、それを受けて朝鮮半島から渡来してくる集団を重点的に武蔵や甲斐などに移住させたりしている。

律令制下においては、甲斐国は山梨・八代・巨摩（摩）・都留の四郡で構成される東海道の上国となった。このうち、わが都留郡がなぜ甲斐国の貫属となったのかについての経緯は現在のところわかっていない。都留郡は自然地理的にいえば国中地方よりは桂（相模）川下流の相模国との関係が大きいはずであるが政治的にはこれ以後一貫して甲斐国ということになっている。この二つの方向には含まれた関係は後々中世までずっと尾を引いていく。都留郡が甲斐国貫属となったことで第一に考えられることは律令政府の甲斐国に対する位置付けの問題である。律令制というものは全国的統治とはいっても、政府が直接に役人を派遣し掌握につとめたのはそれぞれの国府・国衙のレベルであったようだ。甲斐国についても中央政府にとっては国府と中央とを現実的につなぎそれを維持することが最大の関心事であった。甲斐国の国府は山梨郡国府や八代郡御坂町国衙に比定されている。国

府への道程は『延喜式』によれば東海道の官道から駿河の横走駅（御殿場市域）で分かれていた。本道はそこから足柄坂（峠）にかかる。この坂と東山道の碓氷坂とはさきの『紀・記』以来、畿内の勢力にとっての半異国である東国に対する第一の防衛線であると考えられた。甲斐国へは、横走から籠坂峠を越えて加吉（古）駅が置かれ、河口駅から御坂峠をへて水市駅から国府にいたることになっていた。この道程は現在に至るまで変更のしよのない富士北麓を通る險路の一本道である。古代においてこれを維持することは並大抵のことではなかったにちがいない。当時としてはきわめて未開発の地で駅を支えるべき後背地に乏しい富士北麓に二駅が設けられていることからその間の事情が推測される。そこで、これらの交通・交流体系の維持のための後背地として相模川の上流部すなわち後に桂川と呼称される一帯が甲斐国に編入されたのではあるまいか。

都留郡郷 平安時代に編纂された『和名抄』によれば、律令制下の都留郡には「相模・古郡・福地・多良・戸の比定 賀美・征茂・都留」の七つの郷が記録されている。古代の郡・郷の性格については諸説があつて断じがたい面もあるが、一般的に言えば政府が実効的支配を実現するために把握に努めた基本単位と考えてよいであろう。造籍とか班田收受とかはよく知れわたった律令政府の政策であるが、これが個別の農民に対して行われたというよりは、郷戸の戸長戸でもある郡司層が徴税や夫役を請負い、それに対する政府の保護と承認として実施されたと考えべきである。そういう意味でも、郷戸の存在の仕方は極めて重要で『和名抄』の記載についてもなお慎重な検討を要する。また郷という単位は長く中世を通しても生きているのであるが、古代的な郷は院政期以前にその役割を終り、それ以降は在地有力者の政治的な経済的な権利をあらわす「職」の単位としてのそれに変貌していく。都留郡の七郷のうち多良までの四郷は一二世紀の古写本に載せている。残りの三郷は室町時代の写本から登場する。断言はできないが最初の四郷は基本的には川下から川上への配列とすべきであろう。古

郡郷は一般的な例証から郡家郷とすべきである。福地郷は大月市鳥沢に、多良郷は都留市田原に比定地が一致している。都留市域が文書史料のうえで初めて登場した史料でもある。相模郷については、道志川流域の道志・秋山村と古郡郷の川下を当てる二説がある。先程から述べてきた古代の郡内地方の位置、さらに甲斐国の記載は「余戸」(巨麻郡)についての注意もなされていることから、後の相模国津久井郡に比定地をもとめるべきであろう。残りの三郷について、より原型に近いものに記載がないということは正式な郷ないしは余戸として編戸するものがなかったのであると解すべきであろう。したがって時代は判然としないが前の四郷より後の開発地とすべきだろう。都留郷の比定については桂川支流の鶴川地域ということに一致している。もし通説のごとく現南都留郡の河口湖以西が古代において八代郡貫属であったとするならば、この地域での他の大規模な開発余地は限定されてくる。一般的にいつて寄進地系の荘園は中世初期までの開発・再開発を前提にして荘園として寄進されていくが、現在のところ明らかになっている鎌倉期までの都留郡の荘園は大月市域の波加利(初符)荘と大原荘である。大原荘の地は右の貫属関係の比定からいえば八代郡に入ったのではないだろうか。波加利荘は桂川支流の初符川沿いの地で近世以降の感覚でいえば狭い谷戸に近い流域であるが、古代から中世にかけての山間地荘園としては、特に珍しいものではない。この波加利荘は鎌倉初期の立荘の段階ですでに本荘・新荘にわかれている。賀美郷・征茂郷を比定していく場合の一つの示唆にはなりうるのかんがえる。多くの場合には『甲斐国志』を引用しながら、賀美^リ上、征茂^リ下は多良郷の上・下ということになっている。しかし、『和名抄』の郷の配列の一定の秩序によっているとすべきで、多良郷は基準にならないのではないか。このような比定を前提とすれば征茂郷についてのいま一つの可能性は、大月市域の葛野川の流域であるが、この比定は今後の検討課題としたい。

甲斐・相模 延暦一六年(元七)に甲斐と相模の国衙が国堺を争論したので、政府は使いを遣わして国堺を定国堺争論 めたという記事が『日本後紀』に出ている。この事件の争点となっている地名は「都留郡」留村東辺砥沢」で、それをもって両国の堺となすというのである。都留市域には東桂地区に鹿留の地名があり、やや離れて開地地区に戸沢がある。また、上野原町四方津にも鹿留の地名がある。都留市域の鹿留の場合、自然地理的には両国を分けるべき河川及び峰の存在に欠け、相向かう相模の側の村里を見出すこともできない。また、古代の官道との関係も想定できない地形で行き止まりとなっている。どうやら「シントメ」というのは「ウオトメ(魚留)」と言ったものと等しく一般的な自然地名の転訛であるとも考えられる。この欠字を「都」留村であるとすれば、上野原町鶴島一帯が比定される。この地は桂川南岸の段丘でそこに点在する耕地・農民の帰属をめぐる争論であったとすれば、常識的にわかりよい。

第三節 都留郡散仕の矢作部宮麻呂

都留郡の 奈良時代も末の頃の天平宝字五年（七二五）に甲斐国衙が上級の中央官庁である仁（ニ）（民）部省に上譜代郡司 申書を提出している。内容は、巨麻郡から雑役夫として「貢上」された漢人部町代というものが逃亡したので、同族の漢人部千代というものを「貢上」します、同人は年齢三二歳で左の手に疵跡があります、というものである。律令制下にあつては地方の郷戸に割り付けられた夫役労働は一種の人的貢納物とされていたようである。この頃は上京夫が大量に脱走を繰り返していた時期にあたる。また、郷戸が逃亡した夫の穴埋めの責任をおつていたこともわかる。この史料は「都留郡散仕矢作部宮麻呂」が上京したのでこれに持たせて申し上げます、といっている。この人物はどういう立場にあるのだろうか。矢作部という姓は、都留郡に根生いのものではない。はるか以前から畿内の大王権力に手工業の特技をもって直属していた品部の民の一種である。一部は畿内勢力の進出とともに各地に屯田兵的に土着していったものと推定される。おそらくは、都留郡の矢作部もそのようなものであろう。郡散仕は郡衙から国衙に出仕する下級役人である。律令制下にあつて中央政府から下行してくる役人はほんの一握りである。統治の実際の国務は在地の役人がこれに当たった。これら国郡の役人は、法制上は在野の能力のある者を撰びとって任命することになっていったけれども、中央で科擧の制度が実現しなかったと同様に地方においてもその地方の名家が代々国郡の役人の地位についた。そのような譜代郡司と呼ばれるものについての禁令が出されている事がかえってその間の実情を示している。矢作部宮麻呂も、すでに字義とおり

に弓矢を作る工人というわけではなく、都留郡の譜代の名家として国衙の下級役人となっていたのである。そして甲斐国の国務のためにか上京し、「正倉院文書」の中に名を遺すことになったのである。郡内地方の矢作部氏は少なくとも約百年後の貞観一四年（八六二）ごろまでは順調な成長をとげている。『三代実録』に「都留郡大領矢作部宅雄、小領矢作部毎世に「連」の姓を賜わった記事がある。先の宮麻呂の子孫であることが容易に推測されるが、この段階では郡司の主職を同姓で独占しており、いわゆる譜代郡司となっているのである。だが、矢作部氏については、これ以外の史料も伝承もまったく欠落しており、本拠地についても以後の運命についても知るところがない。少なくともこのような姓では、後の郡内武士団へは連続していない。

貞観富士噴火

貞観六年（八六四）には富士山が大噴火している。この度の爆発は江戸時代の宝永の爆発以上の一般的通念では、自然の猛威は神の怒りであることはもちろんであるが、それを宥め静めるのは国家・政府の責任であるということであった。政府はまず富士を管轄する駿河国の浅間神社の神職の怠慢を指弾し、懸命の鎮謝・奉幣を命令する。全国的にも神々に奉幣し、まるで、官僚に叙勲するように神階を進める。これでも足りないと考えられたらしく、八代郡々司の神が懸りにこと寄せて甲斐国にも浅間神社を建立した。この浅間神社の所在比定は諸説があるが貞観爆発の噴火源が長尾山付近であることからすれば、当時の八代郡で現在の南都留郡域であった可能性が大きい。この神社は『延喜式』では「名神大」と最大級の奉幣をうけている。さきの矢作部氏の賜姓もこの間の一連の流れのなかにある可能性もある。

第四節 武士団成立への道

郡司当麻部氏 律令制下の軍制は、軍団と防人^{さきもち}を基本としていた。法制上は一種の国民軍のごとくではあると百姓丈部氏^{はせのふぢ}が、別の角度から見れば奴隸の徴発軍のようなものであった。防人については天平一〇年（三〇）の「駿河国正税帳」のなかに任が明けて帰国する甲斐国の防人三九人に食料^{じきりょう}を支給した記事がみえる。なお、このときの帰国者は東国全体で一〇八二人にのぼっており、甲斐国は名目上は上国ではあるが、実際の負担からみて小国に位置付けられていることもわかる。軍団についても具体的なことはまったく不明であるが、律令政府が実効支配を実現している際の軍事力を他に見出しえないことから、雑徭などの夫役労働と混合したかたちで農民たちが国衙や郡衙の守衛を行っていたものと推定される。が、奈良時代の末には他の租税収納方式が破産していったように軍制も破産していったようである。しかし、軍事力不在の権力はありえないわけで、平安遷都とはほぼ同時期の延暦十一年（九三）に健児制^{けんでい}が布告された。それによれば、甲斐国は三〇人の健児が設置された。健児というのは全部の農民からではなく、各国の郡司層から選拔され国府ごとに編成された軍隊であった。この政策変更は人数の多寡ではなく、国家の軍事力を一種の国民皆兵から地方豪族の庸兵隊へと導くものであった。健児制そのものがどれほどの実効力があつたかは疑わしく、次第々に国衙の在官人が武士化していくのと入れ替わって平安中期には自然消滅したものとみられる。しかし、傭兵隊の集団を国家の軍事力に充当するという政策は武士団の軍事政権が成立する鎌倉時代まで長くつづいていくのである。

さきの富士山大噴火からはほど遠くない貞観一八年（八七六）に、都留郡の人当麻部秋継^{たいまべ}というものが、同郡の「百姓」丈部鷹長^{はせのたけなが}を闘殺したが、絞死刑の罪一等を減じて遠流に処したという。私闘に対する減刑処置の単純な記事であるが、当時であっても地方の庶民の私闘が一々官撰史書に記録されたわけではない。この記事の背景に考えられることは、官に属する秋継が「百姓」つまり民間人の鷹長を殺害したから罪一等を減じた故に記録したのか、場合によっては、氏族間の闘争事件を国衙が上申したことに対する裁下であるかもしれない。何れにしても国家が関知しなければならない程の事件ではあつたようである。両当事者の当麻氏も丈部氏もさきの矢作部氏と同様な素姓をもつ氏族であり、時代をへて奈良・平安期にあっては都留郡の郡司層を形成していた。さきの健児の供給源でもあつたはずである。また、かれらが在地で実際にはどのような姓を名乗っていたかも、これだけからは即断できないであろう。国衙・政府との正式なやりとりの場では、あくまで氏姓制度に則った表現が要求されるのである。そのような必要がなくなった状況や段階では、在地名であれいまだ時代が下れば源氏・平氏の縁であれ、別の氏名で登場するのではあるまいか。平安時代を通じてかれら譜代郡司層は没落する、とも単純にいえないのである。同様な事情は国中地方でも存在したようである。巨麻郡は特に高句麗・百済系の渡来人の集団によって開発がすすめられたとみられるが、史料的にはなんらその痕跡がのこってこない。しかし『続日本紀』の延暦八年（七五）の記事では、山梨郡において渡来人が本姓を捨てて田井・玉井・大井・中井等の多分在地名とおもわれるものに改姓している。実情は同じであつたのではないか。

倭馬党の登場

九世紀の終りごろから、東国は新しい状況が生まれてきたようである。昌泰六年（八九）の「太政官符」はいう。東国ではこのところ強盗が鋒起しており、倭馬党^{しゅうば}というのがそれに当たる。一体何者かといえば、実は「坂東諸国富豪之輩^{ふじとうのやから}」である。かれらは馬で荷物を運んで商売しているが、そ

の荷物は皆掠奪したものである。東山道の荷を盗んでは東海道に運び東海道の馬は東山道に運ぶといった具合である。かれらは「党」を結んですでに凶賊となっているといっている。翌年にも翌々年にも同様な官符がでている。史料が残っているかぎりでも七年間はこの騒擾事態が続いている。政府は碓氷・足柄の関を固めることを命令するが、実際のところは打つ手がとぼしかったようで、被害の激しい信濃・上野・甲斐・武蔵諸国の諸社に奉幣を厚くし神威を祈らしめた。かれらの行為は集団強盗であるが実体は富豪の輩であるともいっている。富豪の輩とは「富豪不善輩」ともよばれて九世紀のこの時期に全国的に現れて政府・国衙に敵対する新興の在地豪族のことである。西日本では国司の介クラスの人物や豊前国の中井王のごとき王族も含まれている。政府はこれらの輩のアウトローとしての側面は指弾しうるがかれらは同時に地方の在庁官人であり郡司でもあったのである。別の表現をすれば、かれらはお互いに血を吸いあつて盟約をして私の「党」を結びながら、同時に場合によっては官兵として政府や国司の命令で戦うこともある。さらに、その「党」は一国に限定されたものではなく、東海道・東山道を通じた坂東諸国を連結したものとなっているようである。また、かれらが馬によって移動し駄によって物資を運搬する存在であることに注意を促している。特に被害の激しい国として掲げられた甲斐国を含む諸国は官牧の置かれている極め付きの馬産地でもある。その地の豪族は例えば官牧の牧監である場合もありうるのである。ここでは国衙の襲撃や官物掠奪とはいっていないが、一〇世紀になってかれらが武士団として姿を現すまでそう遠くない。このような動きと直結しては見るべきではないが市域下谷の徳繁（重）長者の伝承は平安後期の関東から東北に及ぶ「長者」伝承と同じ質のものと考えられる。「有徳人」ともよばれる「長者」も政治的には富豪層の流れの上にあつたようである。

平将門の乱 常陸から信濃にいたる東国一体を戦乱にまきこんだ将門の乱は承平五年（一一三三）から五年間に及ぶと都留郡んだ。この事件に関する根本史料は極めて少なく、『貞信公記』か『将門記』に頼らざるをえない。『将門記』によれば、事は「女論」から起こったというのである。将門の乱の最後に至って、かつて家人として侍った貞信公藤原忠平に捧げた上表文にも、わたしには最初から「反逆の気持ちなどなかったし現在もない、あれよあれよという間にこんなことになってしまった、という将門からみた事態の推移への感想が記されている。そもその起因はどうであれ、すぐに党を結んで戦闘におよび、簡単に裏切りまた盟約して、当事者たちの思惑とは無関係にどんどん戦乱は膨らんでいき、騒乱の結末も政府の庸兵軍団としての全体の編成をお互いに納得したこと等々、彼らはあまりにも政治的に未成熟だった。「新皇」を称して独立国家をめざしたとする説もあるが、結局は意図せざる反逆だったのではないか。将門を中央政府的な権力は長く繰り返して反逆者の代名詞とした。明治政府によっても反逆者である将門は思い出されるのである。しかし東国では違った。乱の直後には将門の弟で伊豆に有縁の将武ら敵の等類を殺した、ことを甲斐国から言上している。あるいは、伊豆国に近い都留郡の兵士が打ち取ったのかも知れない。が、将門が武士団のあいだで反逆者としてあつかわれたのはその限りであつたようである。その後東国では将門怨（御）霊は人々の英雄伝説的な御霊信仰の対象となつて人々の一種の守護神とみなされていくのである。また将門系の東国武士団は相馬氏以下少なからず実在するし、各地に落ち人伝承をのこしている。郡内地方では大月市の旧上和田地区には将門子孫と名乗る家系も多い。この乱を境に甲斐の在地と中央政府を結んだ象徴的な行事であつた「甲斐の駒牽き」が衰退していくのは諸書の説くところであるが、甲斐の侍たち兵たちが武士団として成長するにはまだ時間を要するし、いわゆる甲斐源氏もまだ当国とは特別な関係はない。